

## 議案第 3 2 号

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 3 0 年 1 2 月条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「（法第 3 3 条の 7 に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。  
（甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）
- 2 甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 3 0 年 1 2 月条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項の表第 1 4 条の項中「（法第 3 3 条の 7 に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

## 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う規定の整備を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。